

主催：公益社団法人全国老人保健施設協会
令和5年2月13日（月）

介護現場におけるインボイス制度への対応

公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会
税制専門分科会委員長（税理士）
青木 恵一

インボイス登録番号 T8810268333356

➤ インボイス制度の始まりは軽減税率の導入 出典 国税庁パンフより

(1) 消費税の軽減税率制度の実施

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の税率は、令和元年10月1日に、それまでの8%（うち地方消費税率は1.7%）から10%（うち地方消費税率は2.2%）に引き上げられました。

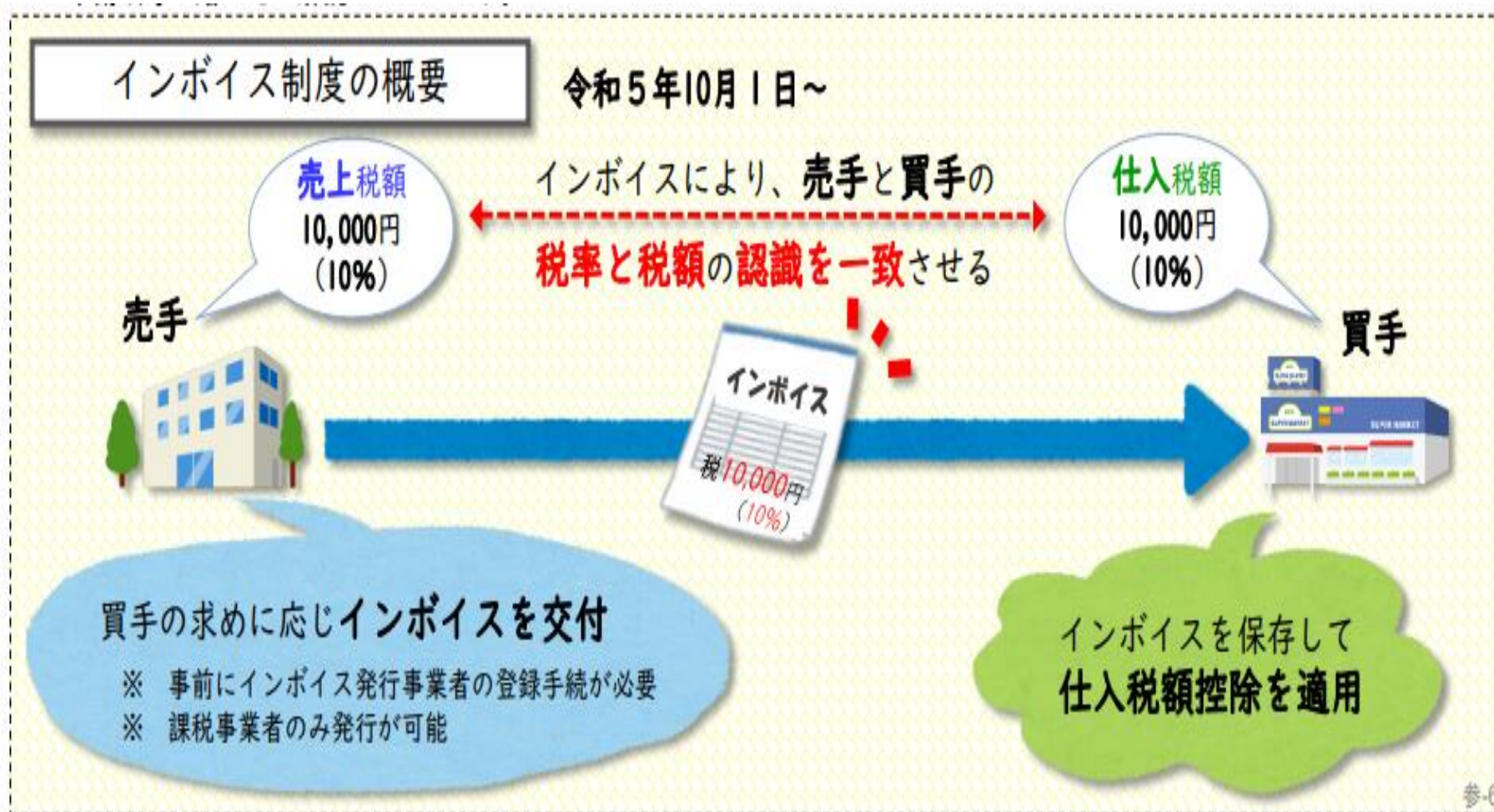
また、これと同時に、10%への税率引上げに伴う低所得者への配慮の観点から、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に、消費税の軽減税率制度が実施されています。

(2) 消費税等の税率

消費税等の税率は、標準税率（10%）と軽減税率（8%）の複数税率です。

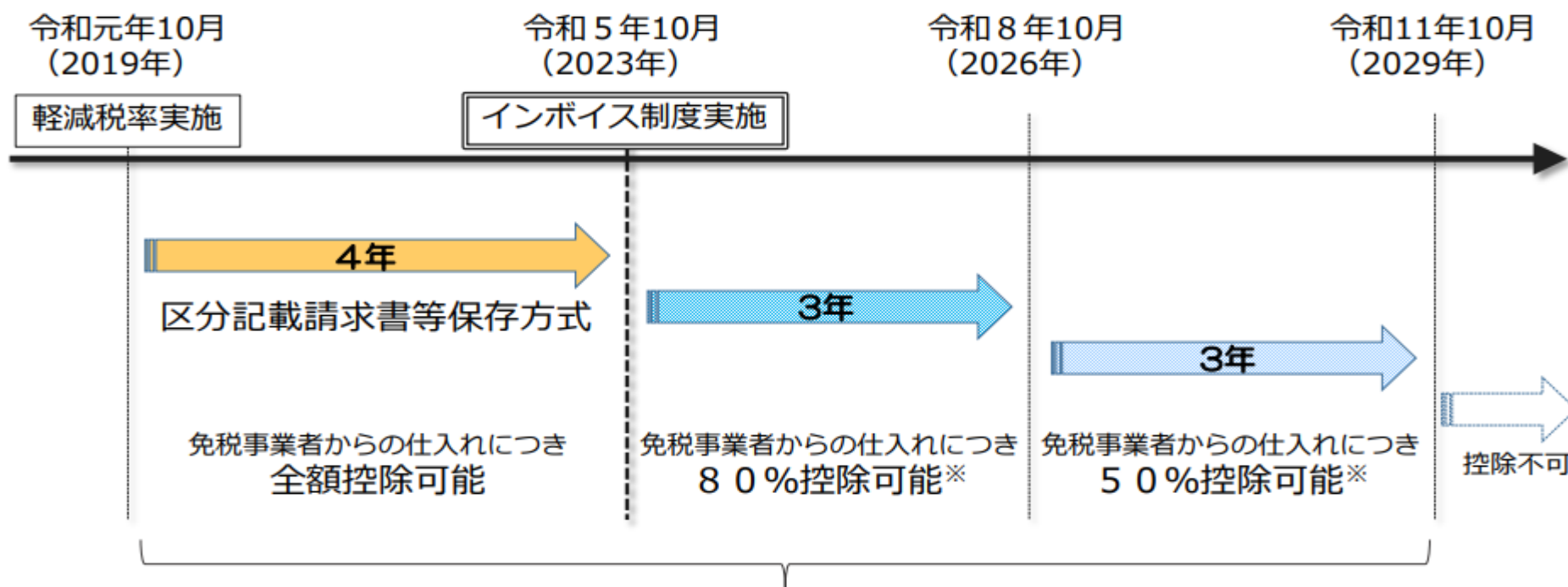
区分	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	10.0%	8.0%

➤ なぜインボイスが必要か（適格請求書等保存方式の概要） 国税庁パンフより



➤ インボイス制度への円滑な移行のための経過措置 出典 財務省作成資料

○ インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。



インボイス制度への円滑な移行のため、10年間の経過措置期間を設けている
(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

➤ インボイスの記載事項 出典 国税庁パンフより

【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における暫定的な仕入税額控除方式

～令和5年9月

【イメージ】

請求書	
〇〇株式会社	株式会社△△
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

(ポイント)

- ・ 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら“追記”が可能
- ・ 免税事業者でも発行可能
- ・ 区分記載請求書の“交付義務”はありません

【インボイス制度】

令和5年10月～

【イメージ】

請求書	
〇〇株式会社	株式会社△△ (T1234...)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円
※は軽減税率対象	

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 消費税額

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて、簡易インボイスを交付することが可能（詳しくは参考資料2参照）。

(ポイント)

- ・ 交付するインボイスは、これまでの請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ（受領者による“追記”は不可）
- ・ 免税事業者は発行不可（発行するには課税事業者となり税務署長の登録を受ける必要）
- ・ 登録した事業者は、買手の求めに応じてインボイスの交付義務・写しの保存義務が発生します

➤ 「買手」の仕入税額控除にはインボイスの保存が必要国税庁パンフより

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※ (売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※ (仕入税額)}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

↓
仕入税額控除

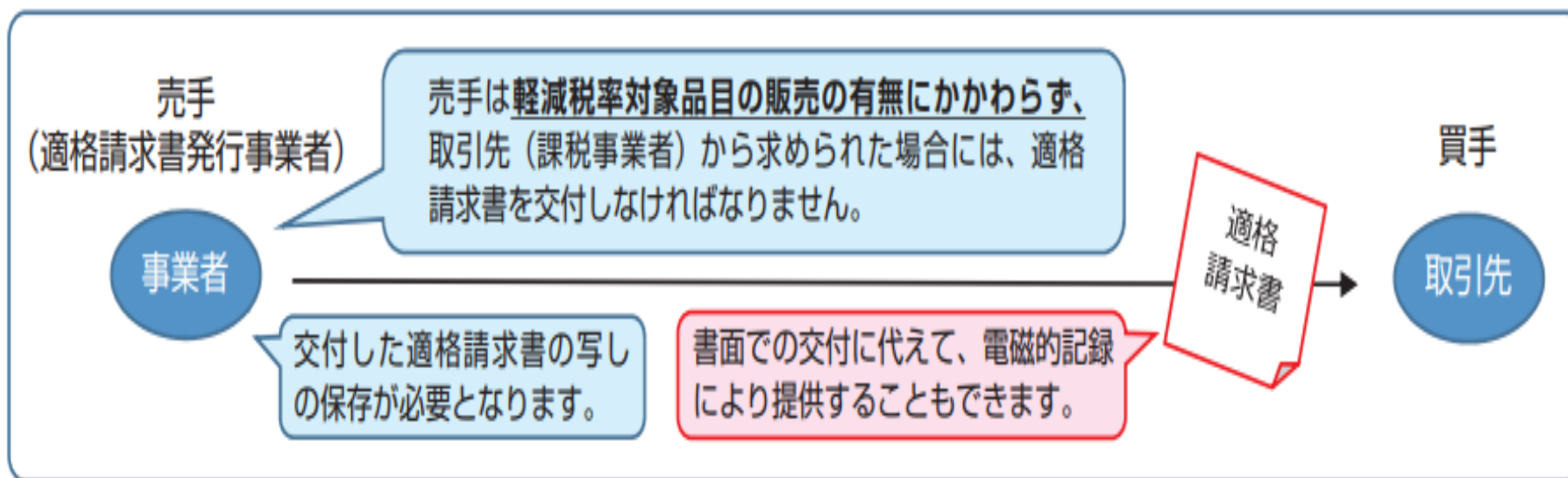
仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書 (いわゆるインボイス) 等の保存

ここが変わります

売手

➤ 「売手」の留意点 ①（インボイスの交付） 国税庁パンフより



➤ 「売手」の留意点 ②（インボイス発行事業者の登録）

✓ **インボイス（適格請求書）を発行するには事前に税務署に登録申請して「適格請求書発行事業者」にならないといけない。**

※登録を受けるか否かは事業者の**任意**である。

✓ **現在、「課税事業者（消費税の納税義務がある事業者）」でも登録申請をしないとインボイスの発行はできない。**

✓ 税務署による審査を経て登録された場合は、登録番号などの通知・公表がされる。

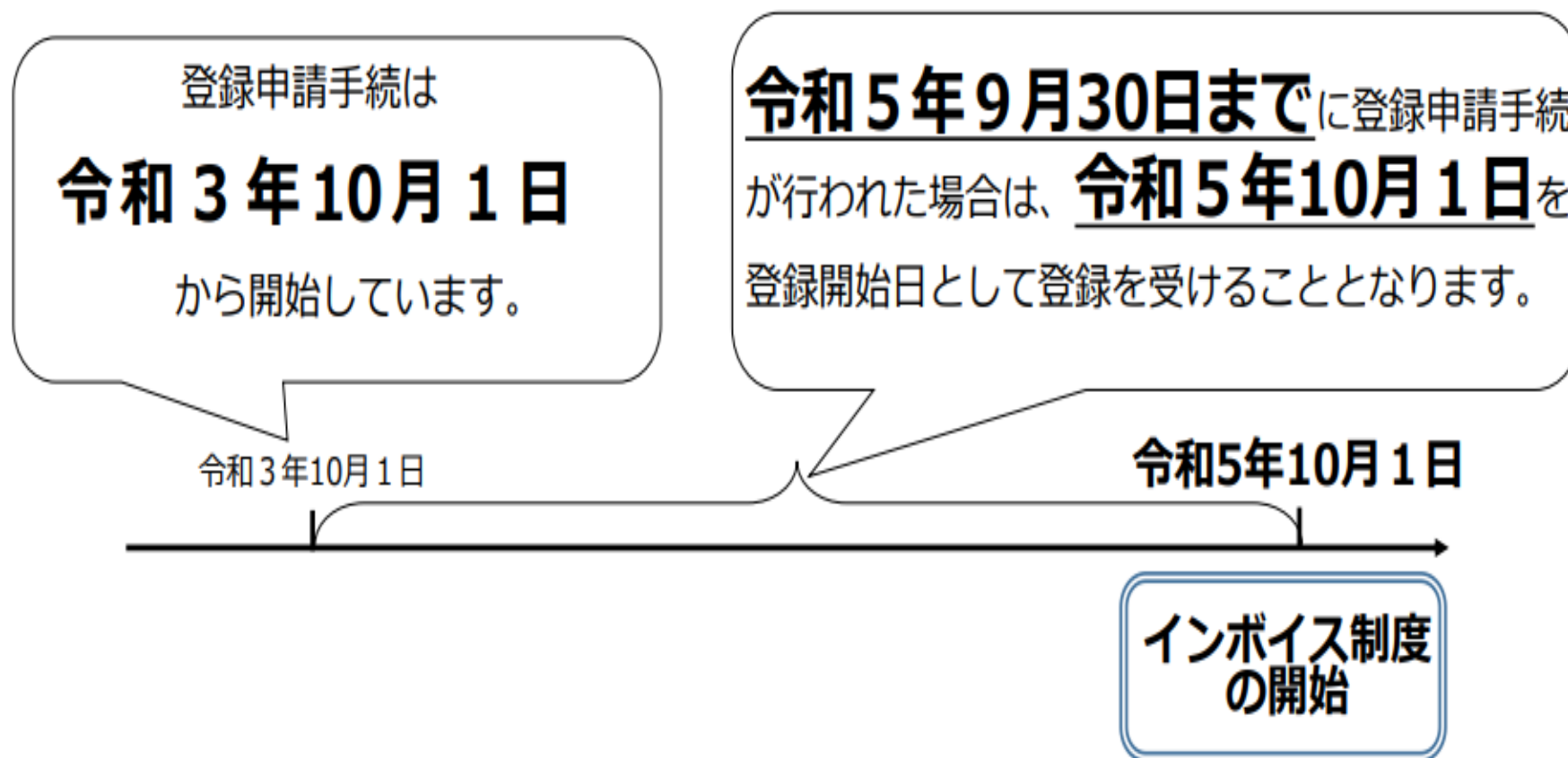
・通知される登録番号

法人は「T + 13桁の法人番号」、個人事業者は「T + 13桁の数字（マイナンバー以外）」

・公表事項は「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で確認できる。

➤ インボイス発行事業者の登録申請手続 出典 国税庁パンフより

登録申請のスケジュール



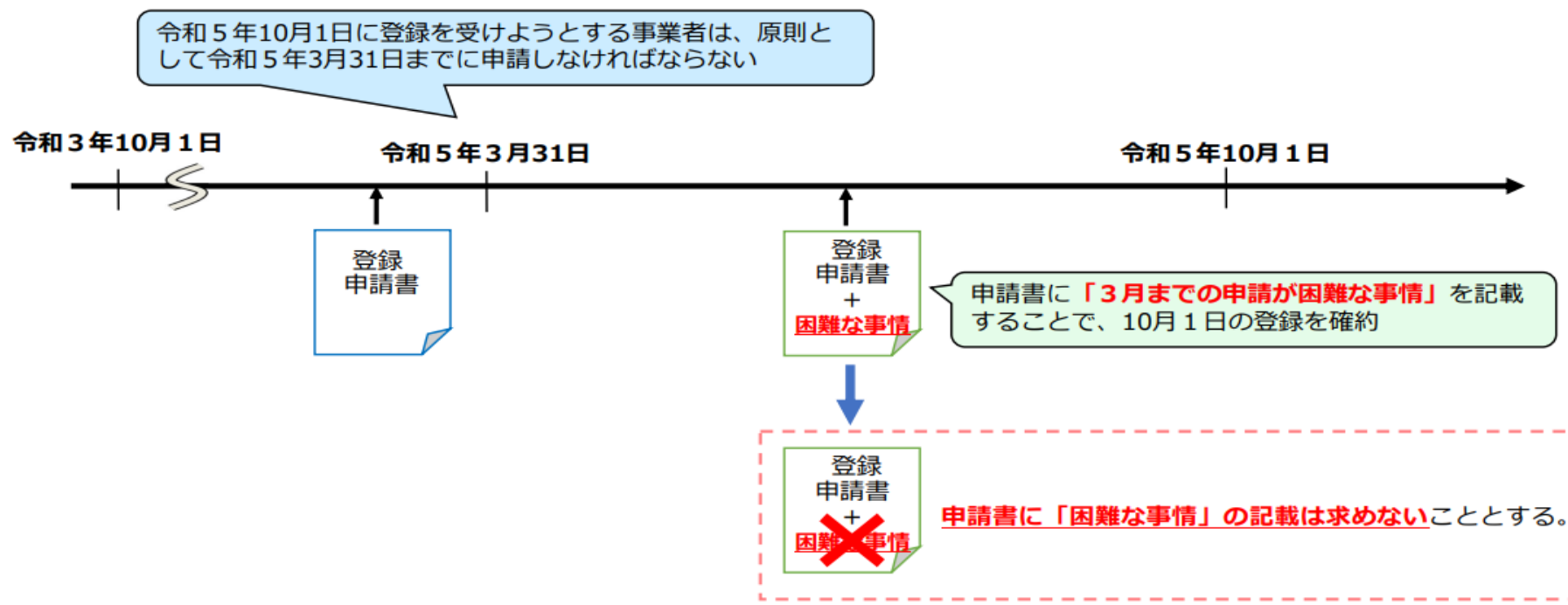
➤ 登録申請手続きの柔軟化（案） 出典 財務省資料より（与党税調）

（現行）

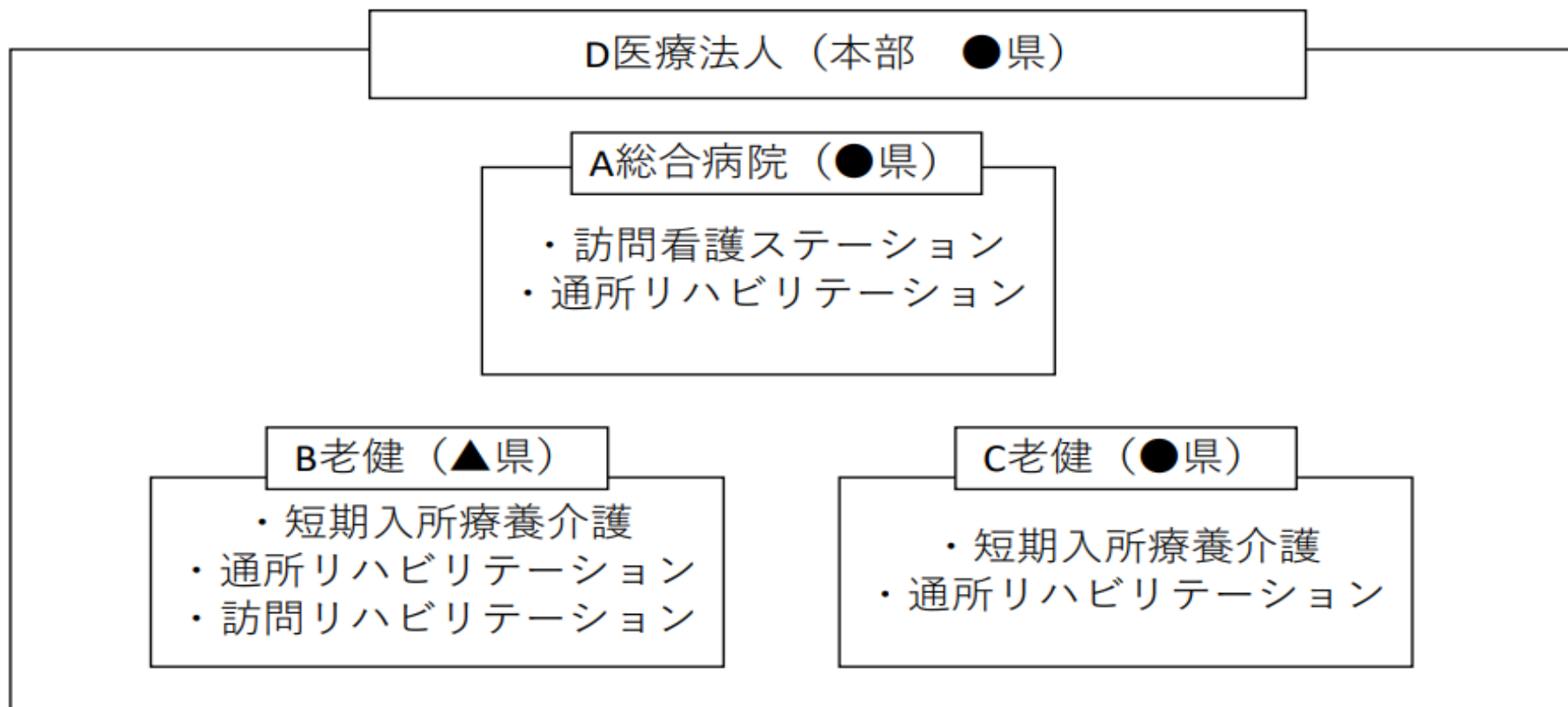
- インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月末までに申請書を提出しなければならないが、4月以降であっても申請書に3月末までの申請が「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす措置が設けられている。

（対応案）

- 事業者の準備状況にバラつきがあることや、今般、支援措置が追加されたことも踏まえ、あえて**申請書に「困難な事情」の記載を求めず、4月以降の登録申請を可能とする対応を行う**こととする。



➤ 「売手」の留意点 ③ (インボイスにおける事業所の概念)



- 疑問点 1 D医療法人で1事業所? それとも、A総合病院で1事業所、B老健で1事業所、C老健で1事業所のどちらの考え方か?
- 疑問点 2 疑問1でD医療法人で1事業所とした場合、B老健だけ県が異なるが問題ないのか?
- 疑問点 3 疑問1でB老健で1事業所とした場合、介護保険上、短期入所療養介護や通所リハビリテーションなどは1つの事業所として考えられている。インボイスもそのような考え方になるのか?

➤ 疑問点に対する回答

✓ 疑問点 1

- D 医療法人という「**法人単位**」でのインボイス登録となる。
※医療法人単位、社会福祉法人単位、社団・財団法人単位での選択
(全老健会員) 医療法人立74.8%、社会福祉法人立15.3%、
その他は、市町村、財団法人社団法人立

✓ 疑問点 2

- 消費税申告は法人単位で行う。B老健が別の県でも問題ない。
インボイス登録も法人単位で行う。

✓ 疑問点 3

- D 医療法人という法人単位でのインボイス登録となる。

➤ 医療法人や社福はインボイス発行事業者となる必要があるか？

✓ **すべてが [B to C] 取引のみ → 登録は不要**

・患者や入所者（C）は消費者であり仕入税額控除はしないため。

※ B（business=事業者） C（consumer=消費者）

✓ **[B to C] 取引とともに [B to B] 取引がある場合
→ 登録するか、しないかの検討が必要**

・インボイスを発行しないとBである相手は仕入税額控除ができない。

➤ 医療機関におけるインボイス対応

日医「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入と医療機関の対応」より

- ✓ 医療機関の売上取引に関し、「適格請求書（インボイス）等」への対応が必要となるのは、事業者に対する課税売上がある医療機関です。
- ✓ 医療機関における事業者に対する課税売上としては、例えば、以下のようなケースが考えられます。

- ・企業から社員の健康診断や予防接種などを受託しているケース
- ・企業が費用を負担して社員に業務上必要な検査を受けさせるケース
- ・医療機関が企業から産業医報酬を受け取っているケース（医師個人が給与として受け取るものを除く）
- ・企業からの顧問収入、受託収入、治験収入、テナント収入があるケース
- ・売店で企業等の従業員が社用の買い物をするケース

- ✓ 事業者に対する課税売上（標準税率か軽減税率かは問いません。）がある医療機関は、令和5年10月以降、取引先の事業者からインボイスの発行を求められる可能性があります。
- ✓ 事業者に対する課税売上がなければ、特に対応の必要はありません。

➤ 課税売上がある医療機関の令和5年10月以降の選択肢

日医「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入と医療機関の対応」より

- ① **登録申請を行い、登録を受け、インボイスを発行する**
- ② **インボイスを発行せず消費税相当額または一定額を値引きする**
（値引は取引喪失のリスクを抑えるためであり、消費税法上、求められるものではない）
- ③ **インボイスを発行せず値引きもしない（取引喪失のリスクが高い）**

上記①～③の選択を判断にあたって検討すべき事項は、以下の通りです。

- ・インボイスの発行に対する取引先の意向、ニーズ
- ・インボイスを発行するための手間とコスト（手書きで対応するか、システムで対応するかの検討含む）
- ・インボイスを発行せずに消費税相当額の値引きをした場合の負担
- ・インボイスを発行せずに取引を失った場合の損失
- ・**免税事業者がインボイス登録した場合には消費税の負担と申告が必要となる。**

※現在免税事業者である医療機関がインボイスを発行しようとする場合には、課税事業者を選択しなければなりません。令和5年10月1日からインボイス発行事業者の登録を受けた場合には、同日から課税事業者になり納税義務が発生します。

➤ 「売手」の留意点 ④ (**免税事業者がインボイス登録する場合**)

✓ [B to B] 取引がある場合

➡インボイスを発行しないと相手は仕入税額控除ができない。

現在、免税事業者だが

- ・インボイス（適格請求書）を発行するため税務署に登録申請して「**適格請求書（インボイス）発行事業者**」を選択した。

（注1）この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

その場合、

- ・ **免税事業者がインボイス発行事業者になると「課税事業者」となる。**

（注2）基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても登録中は課税事業者

➡ **経理処理が複雑化し、消費税申告が必要となる！**

そこで

- ・ **インボイス登録と（同時に）「簡易課税」の選択を検討する！**
（有利不利の判定が必要となる。）

▶ 免税事業者の登録申請手続

ポイント

- インボイス発行事業者の登録を受けようとする場合には、「適格請求書発行事業者の登録申請書」(登録申請書)を提出する必要があります(「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません)

なお、令和5年9月30日までに提出すれば、令和5年10月1日に登録されることとなりますが、登録通知が届くまで一定の期間を要することとなりますので、登録を受けることをお決めの方は早めの申請をおすすめします。

※ 令和5年10月1日から登録を受けようとする場合、令和5年9月30日は土曜日ですが、登録申請書の提出期間は延長されません。(郵送による提出の場合、令和5年9月30日の通信日付印があるものまで)

特設サイト
申請手続



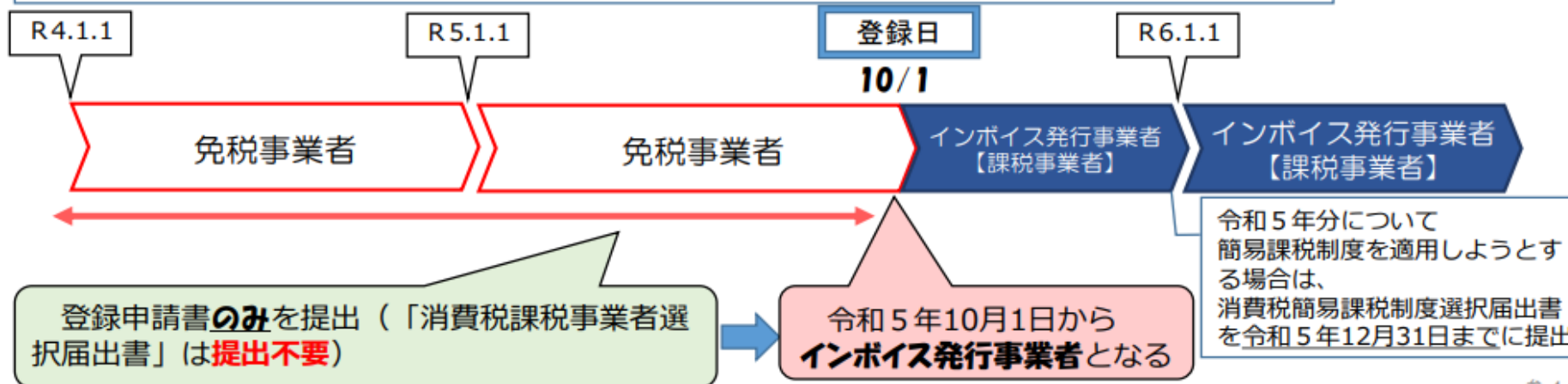
- 登録を受けると課税事業者となります。この場合、令和5年10月1日を含む課税期間については、登録日である令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等について、消費税の申告が必要となります

- この場合、制度開始当初から簡易課税制度を適用しようとする場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を令和5年10月1日を含む課税期間の末日まで※に提出する必要があります

※ 個人事業者の場合は、令和5年12月31日まで

※ 課税期間の末日が土・日曜日・祝日等に当たる場合でも、消費税簡易課税制度選択届出書の提出期間は延長されません(適用しようとする課税期間の末日までに提出する必要があります)

《スケジュールイメージ》 個人事業者の例 (令和5年10月1日からインボイス発行事業者となる場合)



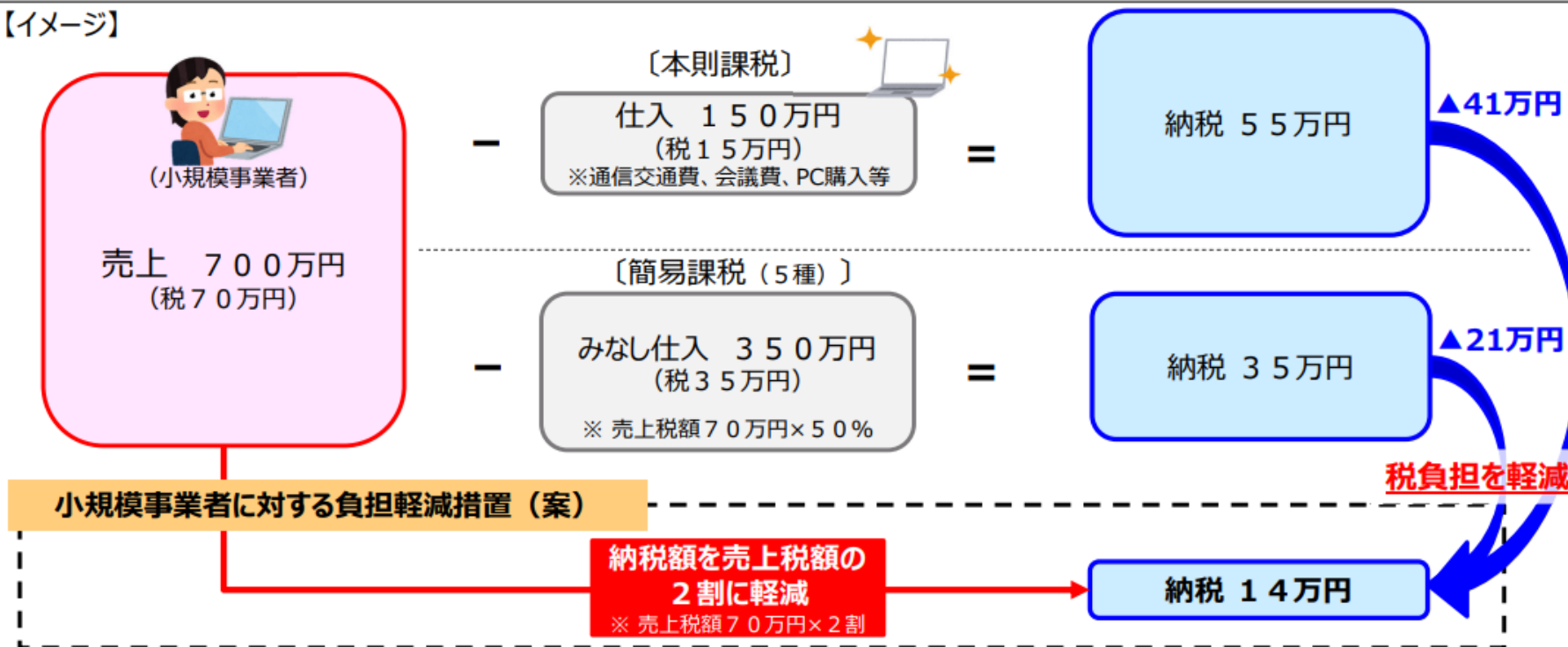
参-4

➤ 小規模事業者に対する納税額負担軽減措置（案） 財務省資料より

- 免税事業者が課税事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の2割に軽減**する**激変緩和措置を3年間**講ずることとする。
 - これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比しても、**事務負担も大幅に軽減**されることとなる。
- ※ 基準期間（前々年・前々事業年度）の課税売上高が1,000万円以下である者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できることとする。

（注）令和5年10月1日施行。

【イメージ】



※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

➤ 軽減措置の対象期間と対象者について 財務省資料より

Point 1

- ① 適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合… Point 2

Point 1 (対象期間)

- 例えば、個人事業者が令和5年10月1日に登録をした場合、**令和5年10～12月の申告から令和8年の申告までが対象。**

Point 2 (対象者)

- インボイス発行事業者の登録をしなければ、課税事業者にならなかった者が対象。
- 以下の消費税法の規定により**事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる事業者は対象外。

納税義務の免除の特例に係る規定

基準期間 特定期間

- 基準期間における課税売上高が1千万円を超える場合 (消法9①)
- 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例 (消法9の2①)

承継・新設

- 相続・合併・分割があった場合の納税義務の免除の特例 (消法10、11、12)
- 新設法人の納税義務の免除の特例 (消法12の2①)
- 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例 (消法12の3①)

3年 縛り

- 課税事業者選択届出書を提出して2年以内に本則課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の3年間 (消法9⑦)
- 新設法人及び特定新規設立法人の特例の適用を受けて、本則課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の3年間 (消法12の2②・12の3③)
- 本則課税で高額特定資産の仕入れ等を行った場合の3年間 (消法12の4①)
- 高額特定資産について棚卸資産の調整の適用を受けた場合の3年間 (消法12の4②)

➤ 軽減措置の適用に当たっての手続きについて 財務省資料より

- 事前の届出が不要。
- ※ 確定申告書に付記するだけ。
- 2年間の継続適用の縛りは無い。
- 申告時に、簡易課税 or 本則課税とも選択適用が可能。

申告書における
付記のイメージ



【消費税申告書】

2割特例
〇有 〇無

➤ 「売手」の留意点 ⑤ （インボイス発行事業者のとりやめ）

✓ インボイス発行事業者のとりやめ

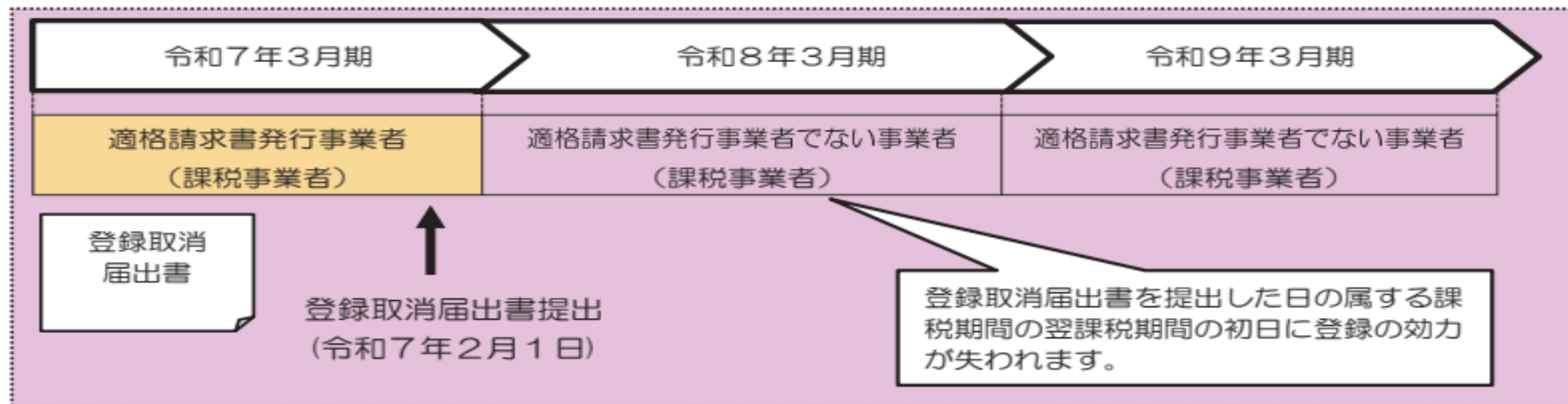
インボイス発行事業者は、納税地の税務署長に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」（**登録取消届出書**）を提出することにより、原則、登録取消届出書を提出した日の属する翌課税期間の初日に、適格請求書発行事業者の登録の効力が失われる。

✓ 注意点

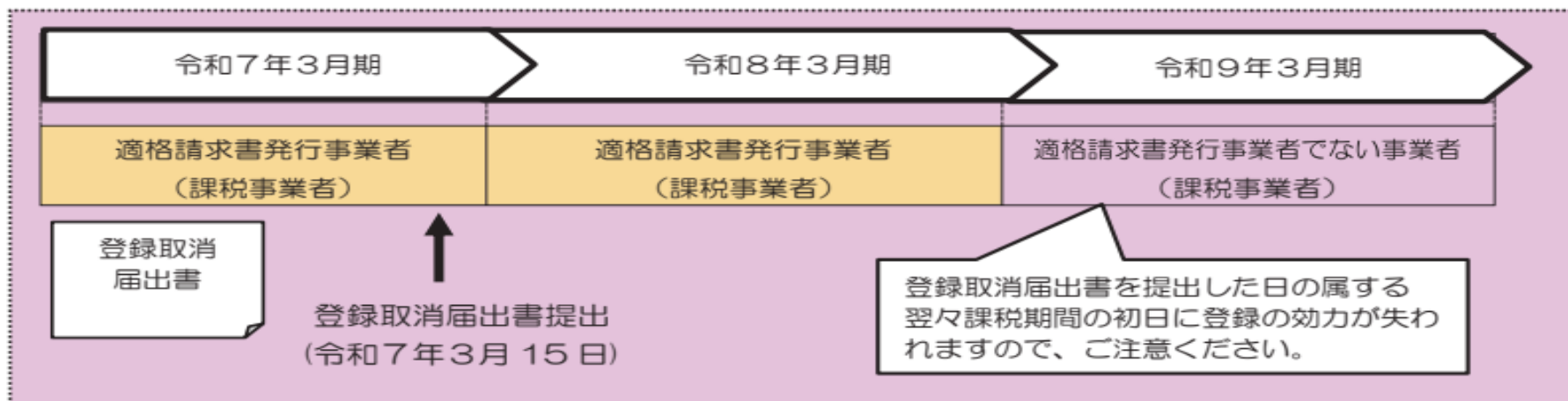
登録取消届出書を提出した日の属する課税期間の末日から起算して30 日前の日から、その課税期間の末日までの間に提出した場合、その提出があった日の属する課税期間の翌々課税期間の初日に登録の効力が失われる。

➤ 「登録取消届出書」の手続きについて 財務省資料より

(例1) 適格請求書発行事業者である法人(3月決算)が令和7年2月1日に登録取消届出書を提出した場合



(例2) 適格請求書発行事業者である法人(3月決算)が令和7年3月15日に登録取消届出書を提出した場合(届出書を、その提出のあった日の属する課税期間の末日から起算して30日前的日から、その課税期間の末日までの間に提出した場合)





登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？

売上先（買手）からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です
- **消費者、免税事業者**である売上先は、インボイスが**不要**です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます
（経過措置終了後は控除できません）
（インボイスに該当しない請求書等は交付ができます）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と価格を含めた取引条件の見直しを相談するなども検討しましょう
また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ **登録を受けるかどうかは事業者の任意です**

仕入税額控除に関する経過措置（インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて）

制度開始後**6年間**は、仕入税額の**一定割合を控除**できます（請求書の保存など、要件があります）

【令和5年10月～令和8年9月】80%

【令和8年10月～令和11年9月】50%

➤ インボイス登録「売手」としての準備

国税庁パンフより

取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう

- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう

- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うこととなります。
- 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
- 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
- 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。

売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう

- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っていると伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。

インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう

- 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。(売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。)

必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

- それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

参-6

➤ 「売店」での対応

日医「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入と医療機関の対応」より

- ① 登録番号を含む記載事項に対応したレジシステムに更新する（図6）。
- ② 手書き用の領収証に登録番号を押印等し、記載事項を手書きする（図7）。
- ③ 領収証を10%用と8%用の2枚発行し、登録番号を押印等し、8%用には「軽減税率対象」を明記する（図8）。

日医「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入と医療機関の対応」より

(図 6)

領 収 証	
(株) ABC 様	
20XX年7月1日 (水)	
ミネラルウォーター	* 96
ボールペン	148
小計 (税抜 8%)	¥96
消費税等 (8%)	¥7
小計 (税抜 10%)	¥148
消費税等 (10%)	¥14
合 計	¥265

* 印は軽減税率対象です。

医療法人社団●●病院 ○○売店
登録番号：T1234567890123

(図 7)

領 収 証	
(株) ABC 様 20XX年 7 月 1 日	
★ ¥ 2 6 5 -	
但 ミネラルウォーター (軽減税率対象)、 ボールペン代として 上記正に領収いたしました	
内 訳	
税率	金額 (税込) 148
10%	消費税額等 14
税率	金額 (税込) 96
8%	消費税額等 7
医療法人社団●●病院 ○○売店 電話：00-0000-0000 登録番号：T1234567890123	
コクヨ ウケ-1048	

(図 8)

領 収 証	
(株) ABC 様 20XX年 7 月 1 日	
★ ¥ 1 0 3 -	
但 軽減税率対象 ミネラルウォーター代として 上記正に領収いたしました	
内 訳	
税抜金額	96
消費税額等 (8%)	7
医療法人社団●●病院 ○○売店 電話：00-0000-0000 登録番号：T1234567890123	
コクヨ ウケ-1048	

領 収 証	
(株) ABC 様 20XX年 7 月 1 日	
★ ¥ 1 6 2 -	
但 ボールペン代として 上記正に領収いたしました	
内 訳	
税抜金額	148
消費税額等 (10%)	14
医療法人社団●●病院 ○○売店 電話：00-0000-0000 登録番号：T1234567890123	
コクヨ ウケ-1048	

買手

➤ **「買手」の留意点** ①（仕入税額控除の留意点） 国税庁パンフより

✓ **免税事業者**（基準期間課税売上高1,000万円以下）

- ・消費税を納める義務がない。インボイスは不要。

✓ **簡易課税を選択している場合**（基準期間課税売上高5,000万円以下）

- ・簡易課税を選択している場合、インボイスは不要。
- ・簡易課税制度は、課税売上で預かった消費税にのみ着目し、業種区分に応じて「簡便的に消費税を計算する」制度。

✓ **原則課税となる場合**（基準期間課税売上高5,000万円超）

- ・インボイス制度開始後（**令和5年10月1日以降**）は、相手先から交付される請求書が適格か否かで消費税の納税額が変わる。➡仕入税額控除にはインボイスが必要！
- ・免税事業者からの仕入（購入）は仕入税額控除できなくなる。（激変緩和措置あり）

➤ 「**買手**」の留意点 ②（保存が必要となる請求書等の範囲） 国税庁パンフより

✓ 仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

① 売手が交付するインボイス又は簡易インボイス

② 買手が作成する仕入明細書等

（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するもので、インボイスの記載事項が記載されており、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限る。）

③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類

④ ①から③の書類に係る電磁的記録

➤ インボイス制度における特例について 財務省資料より

- インボイス制度においては、原則として帳簿とインボイスなどの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。また、インボイス発行事業者（売り手）は、課税事業者の求めに応じて、インボイスの交付義務が生じる。
- ただし、**事業の性質上、インボイスを交付することが困難な一定のものは、インボイスの交付義務が免除される。**
- また、**インボイスの交付を受けることが困難な一定の場合**は、（売り手のインボイス交付義務の有無にかかわらず）**買い手は一定の記載をした帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能**となる。

<売り手の特例>

<適格請求書の交付義務免除>

- 卸売市場に委託して行う生鮮食料品等の譲渡
- 農協等における無条件委託・共同計算による農林水産物の譲渡
- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス

下3つは、売り手のインボイス交付義務は免除されないが、買い手は帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能

<買い手の特例>

<卸売市場、農協等が発行した書類の保存>

- 卸売市場、農協等から行う一定の農林水産物の仕入れ

<帳簿のみ保存>

- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による購入
- 郵便切手を対価とする郵便サービス
- インボイス発行事業者が発行した入場券等で使用時に回収されるもの
- 古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等
- 従業員等に支給する出張旅費等

<帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項等>

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ④ 対価の額
- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地(注)
- ⑥ 特例の対象となる旨

(注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

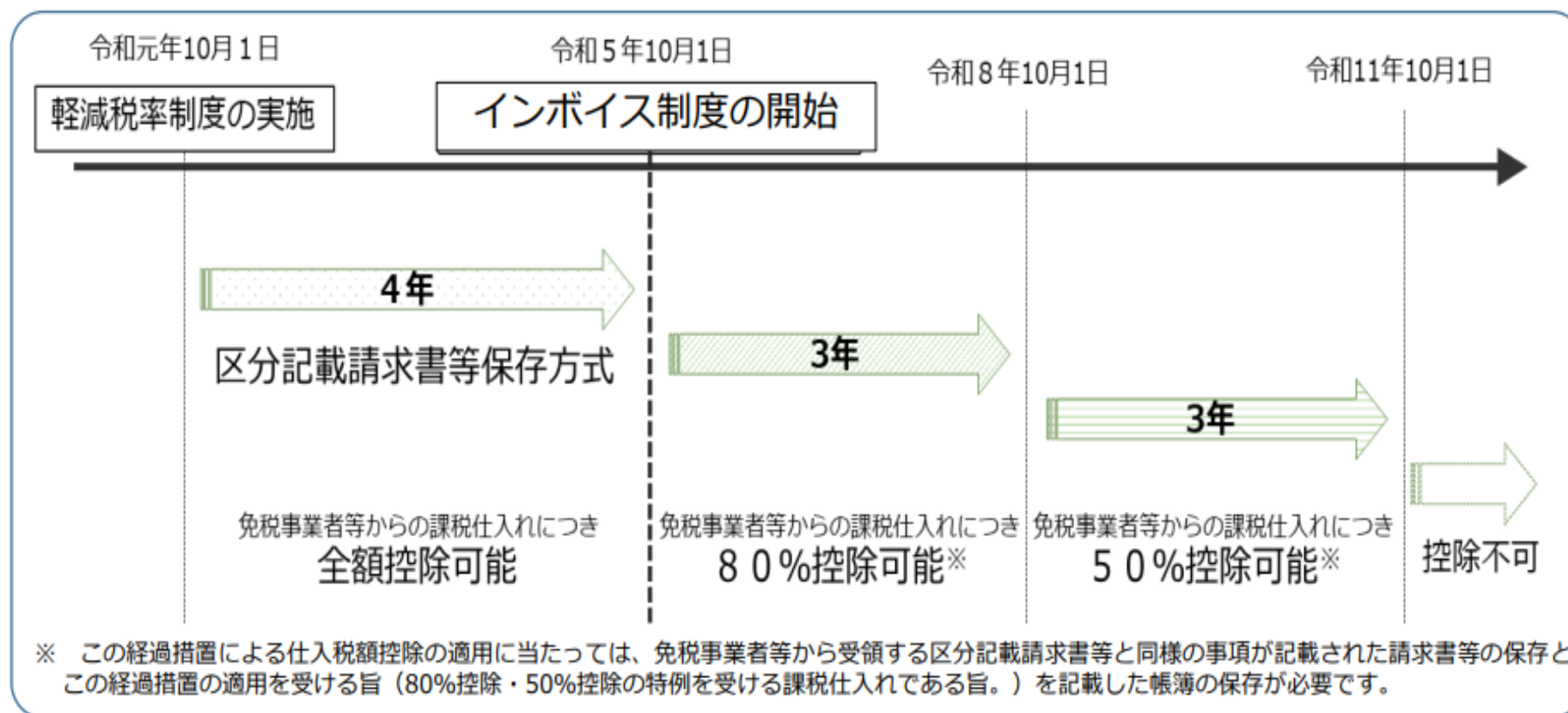
記載例（公共交通機関特例の場合）

総勘定元帳（仕入）					
XX年 月日	摘要		税区分	借方(円)	
4 3	J R ●●	運賃 公共交通機関	10%	300	
4 4	〇〇地下鉄	運賃 公共交通機関	10%	300	

※ 公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者になるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要

➤ 免税事業者からの課税仕入に係る経過措置 財務省資料より

- インボイス制度の開始後は、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



➤ インボイス登録「買手」としての準備

国税庁パンフより

簡易課税制度を適用するかを確認しましょう

- 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（よって、以下の項目は検討不要）。

自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう

- 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
- 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。

継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。

受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

- 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
- 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。

帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

- インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
- インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
- 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

巻-6

ご清聴ありがとうございました！